

廃棄物処理法令の改正に伴うアスベスト廃棄物の取扱いについて (収集運搬業者の方へ)

平成 18 年 10 月 1 日

神奈川県環境農政部廃棄物対策課

石綿による健康被害が社会問題化している中、その飛散防止対策のために建築物の解体などに伴う廃棄物の適正処理の確保が極めて重要となっており、今般、廃棄物処理法令が改正され、平成 18 年 10 月 1 日から施行されることになりました。

これにより、「石綿含有産業廃棄物」が位置づけられ、石綿含有産業廃棄物に係る収集、運搬等の処理基準が定められました。

1 「石綿含有産業廃棄物」が定義されました。

定義：工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）

したがって、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」等で、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するものを取り扱う場合は、許可申請書やマニフェスト等に、「がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。）」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。）」というように、石綿含有産業廃棄物を含む旨を記載する必要があります。

2 石綿含有産業廃棄物の処理基準について

これまで「非飛散性アスベスト廃棄物」として、技術指針に基づく対応をお願いしてきたところですが、今回の法令改正で新たに「石綿含有産業廃棄物」が定義され、処理基準が定められました。

(1) 石綿含有産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合しないように仕切り等を設けるとともに、飛散しないよう梱包する又はシートで覆う等の措置を講ずることとされました。

(2) 収集運搬のために運搬車両等に積み込む際、やむを得ず切断等が必要な場合は、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、散水等により十分に湿潤化した上で、積み込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行うこととされました。

3 石綿含有産業廃棄物に係る情報の伝達について

(1) 排出事業者及び産業廃棄物処理業者が備えるべき帳簿において、石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、石綿含有産業廃棄物に係る記載を行うこととされました。

(2) 石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することとされました。

なお、法施行規則施行の際（平成 18 年 10 月 1 日）現に締結されている委託契約書につい

ては、次の更新の際に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することとされました。また、自動更新規定を含む契約書にあっては、覚書等により石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を規定することが望ましいとされました。

4 許可申請について

平成 18 年 10 月 1 日以降の産業廃棄物収集運搬業許可証については、石綿含有産業廃棄物を扱う場合は、許可品目にその旨が記載されることになりましたので、許可申請の際、該当品目に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載してください。(10 月 1 日から申請書の様式が変更になりますのでご注意ください。)

なお、平成 18 年 9 月 30 日以前の許可証については、該当品目に石綿含有産業廃棄物を含む旨の記載がなくとも、石綿含有産業廃棄物を扱うことができます。

上記のことでご不明な点がございましたら、廃棄物対策課又は各地域県政総合センター環境部にお問い合わせください。

神奈川県環境農政部廃棄物対策課	電話 (045)210-4159
横須賀三浦地域県政総合センター環境部	電話 (046)823-0210 (代)
県央地域県政総合センター環境部	電話 (046)224-1111 (代)
湘南地域県政総合センター環境部	電話 (0463)22-2711 (代)
足柄上地域県政総合センター環境部	電話 (0465)83-5111 (代)
西湘地域県政総合センター環境部	電話 (0465)32-8000 (代)
県北地域県政総合センター環境部	電話 (042)784-1111 (代)